

河井克行及び案里両被告の裁判において現金を受け取ったとされる児玉光
禎議員に対し、広島市議会において事実関係を説明することを求める決議
案

去る 8 月 2 5 日、公職選挙法違反の罪に問われた河井克行及び案里両被告の初公判が行われ、検察の冒頭陳述の中で、現金を受け取ったとされる広島市議会議員 1 3 人の名前が明らかになった。

今回の件が、市民に与えた政治不信は極めて深刻であり、市民から真相究明と説明責任を果たすよう求める声は日増しに大きくなっている。

広島市議会は、令和 2 年第 5 回臨時会において、「議員としての政治倫理の遵守に向けての決意を表明する決議案」を全会一致で可決し、「議員は公人であり、有権者への説明責任がある。今こそ、自ら政治生命を懸けての十分な説明を行うべきだと考える」とし、さらに「広島市議会議員は、政治倫理を遵守し、公人として市民への説明責任があることを強く認識し行動することにより、市民からの信頼回復に向けて全力を尽くすこと」を表明した。

しかしながら、現金を受け取ったとされる議員の中には、裁判への影響を避けるため等の理由からいまだに説明を拒否する議員もいるなど、十分な説明責任が果たされているとは言い難い状況である。加えて、市民が公判での発言の内容をつぶさに知り得ることは容易ではない。

よって、裁判への影響を避けるとのことであれば、公判での証言の後になる場合もあるかもしれないが、いずれにしても、河井克行及び案里両被告の裁判において現金を受け取ったとされる児玉光禎議員においては、全会一致で可決した令和 2 年第 5 回臨時会の決議を有名無実なものとしないう、公人として、議会の場で、市民に対する事実関係の説明を行うよう求める。

以上、決議する。

令和 2 年 9 月 2 5 日

広 島 市 議 会